

奈良県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	雑谷 利彦	北葛城郡広陵町大字大塚九六三一
〃	坂野 正	〃
〃	吉川 浩一	〃
〃	乾 敏之	〃
〃	岡本 成由	〃
〃	山本 悦雄	〃
〃	乾 康二	〃
〃	安川 泰武	〃
〃	西川 博之	〃
〃	塚本 吉則	〃
〃	後藤 靖英	〃
〃	乾 善弘	〃
〃	上村 敏彦	〃
〃	佐々木 博義	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	山本 悦雄	北葛城郡広陵町大字大塚七三三
〃	乾 康二	〃
〃	安川 泰武	〃
〃	西川 博之	〃
〃	塚本 吉則	〃
〃	雑谷 利彦	〃
〃	坂野 正	〃
〃	吉川 浩一	〃

〃	〃	〃	監事	〃	〃
遠田 保雄	上村 敏彦	乾 善弘	後藤 靖英	岡本 成由	乾 敏之
〃	〃	〃	〃	〃	〃
四五二	四九六	六二二 一	七四〇	四六二	一六二 三